

# 岐阜県公報

号外 ( 14 ) 平成二十一年四月一日

## 目次

### 規 則

岐阜県地球温暖化防止基本条例施行規則

(地球環境課)

ページ  
一

### 告 示

化学的酸素要求量に係る総量規制基準の一部改正

窒素含有量に係る総量規制基準の一部改正

りん含有量に係る総量規制基準の一部改正

### 公 示

指定管理者の指定

(同)

( )

二

岐阜県地球温暖化防止基本条例施行規則をここに公布する。  
平成二十一年四月一日  
岐阜県知事 古 田 肇

## 規 則

岐阜県規則第四十号

岐阜県地球温暖化防止基本条例施行規則

### (趣旨)

第一条 この規則は、岐阜県地球温暖化防止基本条例（平成二十一年岐阜県条例第二十一号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（再生可能エネルギー）

第二条 条例第二条第五号のその他規則で定めるエネルギーは、次に掲げるものとする。

- 一 太陽熱
  - 二 風力
  - 三 バイオマス
  - 四 水力
  - 五 地熱
  - 六 その他原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を熱源とする熱以外のエネルギー源であつて知事が別に定めるもの
- （環境マネジメントシステム）
- 第三条 条例第七条第二号の規則で定める環境マネジメントシステムは、次に掲げるものとする。
- 一 国際標準化機構一四

岐阜県公報 号外 毎週

( 火曜日 )  
( 金曜日 )

発行

( 休日 )  
( ときは翌日 )

平成二十一年四月一日

<p>二 エコアクション二 三 その他知事が適当と認めるもの (自動車の原動機の停止の特例) 第四条 条例第二十条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第七条の規定により信号機の表示する信号等に従って自動車を停車する場合その他同法の規定に基づき自動車を停車する場合 二 交通の混雑その他の交通の状況により自動車を停車する場合 三 人の乗降のために自動車を停車する場合 四 自動車の原動機を貨物の冷蔵等に用いる装置その他の附属装置(自動車の運転者室及び客室の冷房又は暖房を行うための装置を除く。)の動力として使用する場合 五 道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号)第十三条第一項各号に規定する自動車が当該緊急用務に使用されている場合 六 その他やむを得ないと認められる場合 (委任) 第五条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。 附則 この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>岐阜県告示第二百四十三号 窒素含有量に係る総量規制基準(平成十九年岐阜県告示第四百三十八号)の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から適用する。 平成二十一年四月一日 岐阜県知事 古 田 肇 別表二百十一の項中「第五条の二」を「第六条」に改める。 岐阜県告示第二百四十四号 りん含有量に係る総量規制基準(平成十九年岐阜県告示第四百三十九号)の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から適用する。 平成二十一年四月一日 岐阜県知事 古 田 肇 別表二百十一の項中「第五条の二」を「第六条」に改める。</p>
<p>岐阜県告示第二百四十二号 化学的酸素要求量に係る総量規制基準(平成十九年岐阜県告示第四百三十七号)の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から適用する。 平成二十一年四月一日 岐阜県知事 古 田 肇 別表二百十一の項中「第五条の二」を「第六条」に改める。</p>	<p>指定管理者の指定 岐阜県中部山岳国立公園乗鞍鶴ヶ池駐車場に係る地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県中部山岳国立公園乗鞍鶴ヶ池駐車場条例(平成十四年岐阜県条例第四十六号)第十三条の規定により公示する。 平成二十一年四月一日 岐阜県知事 古 田 肇 一 指定管理者となる団体</p>

二  
高山市丹生川町坊方二一九番地一  
乗鞍国際観光株式会社  
指定の期間

平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

平成二十一年四月一日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社